

その他

藤女子大学家庭科・家政教育研究会会則

1. 本研究会は、藤女子大学家庭科・家政教育研究会と称する。
2. 本研究会は、家庭科・家政教育の発展に寄与することを目的とする。
3. 本研究会は、前条の目的を達成するために、次の各号の事業を行う。
 - 1) 家庭科・家政教育に関する共同研究
 - 2) 研究会・研修講座・シンポジウム等の開催
 - 3) 研究会機関誌の刊行
 - 4) その他、本研究会の目的を達成するのに必要な事業
4. 本研究会の会員は、本研究会の目的に賛同し、家庭科・家政教育の理論的・実践的な研究に関心を有する者とする。
5. 本研究会を運営するために、次の各号の役員を置く。役員の設定は、適宜、運営委員会の合議によって行う。
 - 1) 代表 1名
 - 2) 運営委員 10名以内
6. 代表は、会務を総括し、本研究会を代表する。なお、代表は、必要に応じて代表補佐を置くことができる。
7. 運営委員は、代表を補佐するとともに、代表を議長とする運営委員会を構成し、本研究会の事業全般について審議決定する。
8. 本研究会の事務を遂行するために、事務局を置く。
 - ②事務局には、事務局長1名と事務局幹事若干名を置く。
 - ③事務局長は運営委員の中から代表が委嘱する。
9. 機関誌の編集は、編集委員会において行う。編集、編集委員会その他の刊行についての規程は別に定める。
10. 本会則の改正は、運営委員会における構成委員の3分の2以上の同意によって行われる。

附則 本規程は、2004年9月1日から施行する。

〔役員〕

代 表 飯村 しのぶ（藤女子大学）

運営委員 岡崎 由佳子（藤女子大学）
菊地 和美（藤女子大学）
田中 宏実（藤女子大学）
長尾 順子（藤女子大学）
坪田 由香子（藤女子大学）

投稿論文募集のお知らせ

藤女子大学家庭科・家政教育研究会では、随時、機関誌『家庭科・家政教育研究』への投稿論文・資料等を受け付けております。「機関誌編集規程」並びに「機関誌投稿規程」をご参照の上、ご投稿くださいますようお願い申し上げます。何か不明な点等ございましたら、研究会事務局までお問い合わせください。

<事務局>

〒061-3204 石狩市花川南4条5丁目

藤女子大学人間生活学部

TEL : 0133-74-3111 FAX : 0133-74-8344

藤女子大学家庭科・家政教育研究会機関誌編集規程

1. 藤女子大学家庭科・家政教育研究会は、機関誌『家庭科・家政教育研究』を、原則として毎年1回刊行する。
2. 本機関誌には、家庭科・家政教育に関する論文並びに資料のほか、会務報告や各種研究会・研修講座等の報告などを編集掲載する。
 - ②論文は、編集委員会が依頼する「課題論文」、教育実践の内容・方法を主題とした「実践論文」、広く投稿者を募る「自由投稿論文」とする。
3. 機関誌の編集のために、編集委員会を置く。
 - ②編集委員長は本研究会代表が指名・任命し、編集委員は編集委員長が指名・任命する。
 - ③編集委員長並びに編集委員の任期は2年とする。但し、再任を妨げないものとする。
 - ④編集委員長は、編集事務を担当するために編集幹事を置くことができる。
4. 機関誌に論文の掲載を希望する者は、所定の執筆要項にしたがい、編集委員会に応募するものとする。
 - ②投稿された論文の採否は、レフリー制にもとづく編集委員会による審査を経るものとする。
 - ③編集委員会は、投稿された論文の内容に応じ、論文の審査を編集委員以外の適切な専門家に委嘱できる。
5. 採択された論文の形式並びに内容については、編集委員会において軽微な変更を加えることがある。但し、内容に関して重要な変更を加える場合は、執筆者との協議を経るものとする。
6. 機関誌の印刷にあたり、図版等で特に費用を要する場合には、その費用の一部を執筆者の負担とすることがある。

附則 本規程は、2005年11月1日から施行する。

藤女子大学家庭科・家政教育研究会機関誌投稿規程

1. 投稿論文は未発表のものに限る。ただし、口頭発表および配布資料はこの限りでない。
2. 投稿論文は横書きとし、1枚40字×40行で12枚以内（図表・注・引用文献等を含む）を原則とする。
 - ②投稿論文は日本語ワープロ等で作成し、A4用紙にプリントアウトしたものを2部（コピー可）提出する。
 - ③掲載が決定した論文は、A4用紙にプリントアウトした完全原稿とUSBメモリーやCD等に保存したファイルの両方を提出する。
3. 表や図は必要最小限において活用し、その印刷位置及びサイズは、あらかじめ執筆者が表示しておく。図表は、版下として使用できるものを提出する。
4. 外国人名・地名に原語を用いるほかは、叙述中の外国語にはなるべく訳語をつける。外国語は3字を2画に計算する。
5. 注及び引用文献は、論文末に一括して掲げるものとする。

引用法の例 論文の場合： 著者「論文名」『雑誌名』巻号，年号，頁。
 著書の場合： 著者『書名』発行所，年号，頁。
6. 投稿論文にはタイトルのみを記入し、執筆者名，所属，タイトルを記入した別紙を添えて編集委員会に提出する。
7. 機関誌に掲載された論文などの著作権は藤女子大学家庭科・家政教育研究会に帰属するものとする。
8. 掲載された論文などの電子化及び電子化による公開については，藤女子大学家庭科・家政教育研究会及び藤女子大学が委託する機関が行うことを許諾するものとする。
9. 投稿料及び原稿料は無料とし，別刷は1論文につき30部を進呈する。ただし，それ以上を必要とする場合は著者の負担とする。

附則 本規程は，2005年11月1日から施行する。

附則 本規程は，2012年4月1日から施行する。